

第3回門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会 議事録

■開催日時 令和5年10月23日(月)午後2時00分～午後2時50分

■開催場所 門真市役所 別館3階 第3会議室

■議 題

(1) 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 骨子(案)について

■資 料

資料1 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子(案)

■出席者

岡田委員、外山委員、河合委員、木村委員、市原委員、馬淵委員、吉田委員、
名倉委員、長谷川委員、山岸委員、品川委員、増田委員、和多委員、槇原委員、
清野委員

(15人出席/18人中)

(欠席者)

森田委員、谷掛委員、山本委員

事務局

保健福祉部吉井部長、高齢福祉課北倉課長、寶來主任、大兼主査

傍聴者

3名

議事録

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまより第3回門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会を開催いたします。私は、本日司会をさせていただきます、高齢福祉課の寶來と申します。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。</p> <p>本日は、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>初めに、携帯電話につきましては、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>次に、机上に置かせていただいているマイクの説明をいたします。ご発言いただく際は、本体部分のスイッチを押してオンにいただき、ランプが付きましたらご発言ください。ご発言後は、再度スイッチを押していただきマイクをオフにしてください。</p> <p>なお、本日の会議は、後日議事録の作成が必要なため、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>それでは、事前にお渡しのうえ、本日ご持参いただいている配布資料のご確認をさせていただきます。皆様、配布資料はお持ちいただいておりますでしょうか。</p> <p>本日の資料は、</p> <ul style="list-style-type: none">・第2回会議次第・資料1 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 骨子案 <p>以上となっておりますが、不足等はございませんでしょうか。</p> <p>本日は、委員18名中15名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、お席につきましては、事務局で指定させていただいております。併せてご了承くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>次に、本日の会議の傍聴希望者について、ご報告させていただきます。</p> <p>本日は 3名の傍聴希望者がいらっしゃいますので、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、ここからは門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、岡田会長に議長をお願いいたします。</p>
-----	--

岡田会長	<p>それでは早速でございますが以降の進行につきましては着座にて私の方で進めさせていただきたいと存じます。まず次第1の議題聾学校1門真市第9期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画骨子案につきまして事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議題（1）門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 骨子（案）について、資料1のご説明をさせていただく前に資料内容の修正が2点ございます。</p> <p>先ず、6ページの【基本的な考え方】の枠の中の1行目、「次期計画期間中には」となっておりますが、本計画は第9期計画のことでありますので、「今期計画期間中には」と修正をお願いいたします。</p> <p>次に、30ページの（2）2025年問題レポートの1行目から2行目にかけて、「令和元（2019）年3月」としてありますが、この年の4月末までは平成となるため、「平成31（2019）年3月」に修正をお願いします。</p> <p>それでは、資料1のご説明に移らせていただきますが、骨子案の内容といたしましては、計画書の作成を進めていく上での第9期計画の目次建てと、現時点での案でございますが、主に第1章から第3章までを記載しておりますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>まず、骨子案の全体像でございますが、介護保険制度が始まって以来、門真市の介護保険事業計画はくすのき広域連合が担ってございましたが、令和5年度末をもって解散することに伴い、令和6年度、つまり第9期からは、全国のほとんどの市町村と同様、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画の一体的な計画として計画策定を行います。この視点に基づき、計画の構成などを単純に第9期計画と2つの第8期計画を比較し、変更点に着目する検討方法ではなく、門真市の新たな計画として、構成や内容の検討が有用であるとの視点で、骨子案について説明を行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、目次のページをご覧ください。第9期計画におきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章 計画の策定にあたって 第2章 門真市の高齢者を取り巻く現状 第3章 計画の基本的な考え方 第4章 施策の展開 第5章 介護保険事業計画における介護サービス量等の見込み 第6章 計画の推進体制 <p>の全6章での構成とし、専門用語などを用語集として資料編に盛り込む予定としております。</p> <p>これまで、くすのき広域連合が策定していました「介護保険事業計画」に</p>

あたる内容に関しましては、第5章に記載することとしております。
今回、お示ししております骨子案につきまして、2点、留意点がござい
ます。

1点目は、内容の説明は後程いたしますが、P29以降の「第3章 計画の
基本的な考え方」につきましては、現時点では第8期計画の内容を踏襲す
ることとし、第8期計画と同様の基本視点、将来像を据え置く方針で検討
しております。

2点目は、「第3章 5. 第9期計画の体系」につきましては、P36に記
載の施策体系で検討を進めております。大枠の構成といたしましては、第
8期計画の施策体系を踏まえつつ、今回追加する介護保険事業計画の内容
の内、介護保険サービス以外の施策に関して「基本目標7 安定的な介護
保険事業の実施」として記載する方針で検討しております。

現在、国が示しております基本指針案の内容は、第8期計画から第9期計
画にかけて枠組みを大幅に変更しなければならない部分が想定されてい
ないことから、第9期計画につきましては、第8期計画の施策体系の大枠
を維持する方向で、検討しております。

それでは、骨子案の内容の説明に移ります。P1～8をご覧ください。

「第1章 計画の策定にあたって」では、第9期計画を策定する理由とし
て、高齢者福祉や介護保険に関する社会背景や法令根拠、計画の策定体制
のなどを記載しております。構成の変更点といたしましては「6. 計画見
直しにおける国の基本的考え方」と「7. 日常生活圏域の設定」に関して
内容を追加しております。

特に、P8の「7. 日常生活圏域の設定」につきましては、令和6年度から
門真市が介護保険の保険者となることに伴い、くすのき広域連合の「介護
保険事業計画」に記載しておりました日常生活圏域の設定に関する考え方
を記載しております。

門真市では地域共生社会の実現に向け、高齢者等が住み慣れた地域で生活
を継続しながら、多様なサービスが受けられるよう、おおむね小学校区単
位でのまとまりを意識し、引き続き、日常生活圏域を5圏域として各圏域
の実情に即した事業展開を行う方針でございます。

続きまして、P9～28をご覧ください。

「第2章 門真市の高齢者を取り巻く現状」では、全国・府・門真市の高
齢福祉施策に関連する統計データおよび、介護保険事業に関するデータと
して門真市の要支援・要介護認定者数やサービスの利用状況、昨年度に実
施しましたアンケート調査結果の抜粋を記載しており、計画策定を進める
上での現状を整理して記載しております。

P 9の「(1) 人口構成の推移」をご覧ください。

表の人口は、各年9月末日の数値となっており、令和5年の数値は現時点では推計値となりますのでご注意ください。実数値がわかり次第、確定値を今後の作業で記載いたします。

人口の推移につきましては、総人口は減少傾向にあり、令和4年では11万8,158人、令和5年では11万6,814人となっております。

また、高齢者人口につきましても、令和元年以降減少傾向となっており、令和5年では3万4,686人と、令和元年の3万5,984人から1,298人減少しております。

高齢化率は横ばい傾向となっている一方で、総人口に占める75歳以上の割合は増加傾向となっており、令和5年で17.7%となっております。

P 10の「(2) 高齢者人口の推移」をご覧ください。

高齢者人口の推移につきましては、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向にあり、令和5年では前期高齢者が1万4,005人、後期高齢者が2万681人と、平成30年から前期高齢者は3,959人減少、後期高齢者は2,683人増加し、年々、高齢者人口に占める後期高齢者の割合が増加しております。

続きまして、「(3) 高齢化率の比較」をご覧ください。

平成30年の時点では、門真市の高齢化率は全国・大阪府と比較して高くなっておりますが、令和元年以降、高齢化率は横ばい傾向となっており、年々その差は縮まっております。

P 11の「(1) 人口構成の推計」をご覧ください。

ここで1点注意点がございます。人口推計につきましては、現在、平成29年9月～令和4年9月の住民基本台帳人口をもとにしたコーホート変化率法で推計しております。今後、直近の変動を反映させるために再度推計を行いますので、現在、掲載している内容につきましては、暫定値となりますので、ご了承ください。

将来人口の推計につきましては、総人口は今後減少傾向となり、令和7年(2025年)では11万3,922人と、令和4年から4,236人減少する見込みとなっております。その後も減少は続き、令和12年では10万5,810人、令和22年(2040年)では8万8,781人となる見込みです。

高齢者人口は、令和12年までは減少傾向となっておりますが、その後、令和22年(2040年)に向けて増加傾向に転じる推計となっております。

高齢化率は、令和12年までは横ばい傾向、令和12年付近で急増する傾向に変わると推計され、令和22年(2040年)では38.8%まで増加する見込みとなっております。

P 12の「(2) 高齢者人口の推計」をご覧ください。

ここでは、前期高齢者と後期高齢者の推移を掲載しており、後期高齢者の割合が令和8（2026）年付近まで増加し、以降は令和22（2040）年に向けて団塊ジュニア世代が65歳以上となることで、前期高齢者の割合が上回る見込みとなっております。

P13の「（1）高齢者を含む世帯数の推移」をご覧ください。

世帯数の推移につきましては、一般世帯数は増加傾向にあり、令和2年では5万7,320世帯と、平成27（2015）年の5万5,780世帯から1,540世帯増加しています。

高齢者を含む世帯につきましても増加傾向にあり、令和2年では2万4,639世帯と、平成27年の2万3,700世帯から939世帯増加しております。また、令和2年では高齢独居世帯は9,731世帯、高齢夫婦世帯は5,794世帯であり、一般世帯に占める高齢独居世帯の割合も年々上昇し、令和2年では17.0%となっております。

続きまして、「（2）高齢者独居世帯割合の比較」をご覧ください。

門真市の高齢者独居世帯割合は全国・大阪府と比較して高くなっており、

P14の「（2）の認定率の比較」をご覧ください。

令和4年9月末時点では全国19.1%、大阪府23.0%、門真市23.5%となっており、全国や大阪府よりやや高い認定率となっております。

P15は要支援及び要介護認定者の内訳となっておりますので、ご確認下さい。

P16の「（4）要支援・要介護認定者数の推計」をご覧ください。

要支援・要介護認定者数は増加していく見込みとなっており、令和7年（2025年）では8,414人と、令和3年の8,045人から369人増加する見込みです。

認定率も増加傾向で推移し、令和7年では24.4%となる見込みです。各要介護度の人数内訳につきましては、P17の「（5）要支援・要介護認定者の内訳（推計値）」に記載しておりますのでご確認下さい。

P18～19の「3. サービスの利用状況」をご覧ください。

「1 給付費の状況」としまして、要支援1・2の方が利用する介護予防サービスと要介護1以上の方が利用する介護サービスについて、サービス種類ごとの給付費の計画値および実績値、計画対比を記載しております。

サービス種別で見ますと、計画値から乖離のあるサービスもございますが、P19下段の「（3）総給付費」のとおり、それぞれを合計した総給付費ではおおむね計画値通りの推移となっております。

次に、P20～28の「4. アンケート調査結果概要」につきましては、前回、前々回の本審議会にて、ご説明させて頂いておりますので今回は説明を割

愛いたします。なお、掲載しております項目につきましては暫定の案となっておりますので、今後、施策の方向性を検討していく上で変更する場合がございます。

続きまして、P29～36の「第3章 計画の基本的考え方」をご覧ください。第3章につきましては、冒頭でご説明させていただいた通り、第8期計画にて掲げていた、計画の基本理念と基本視点については、第9期計画においても踏襲する方針で検討しております。

P30下段の「2 本計画の基本理念」をご覧ください。

計画の基本理念につきましては、門真市第6次総合計画と連動し、同計画に挙げた、まちづくりの方向性・目標の下に、2025年問題レポートも踏まえ、高齢福祉分野にふさわしい基本理念として、

- 1 いきいきと健康で幸せに暮らせるまちづくり
- 2 安全・安心で快適なまちづくり
- 3 高齢者が活躍する活気あるまちづくり

の3つを定めます。

P31の「2. 第9期計画における基本視点」をご覧ください。

国が示す基本指針を踏まえ、門真市の計画における基本視点として地域共生社会の実現に向けた福祉施策の充実に向け、

- ◇ 視点1 介護予防・健康づくりの推進～健康寿命の延伸～
- ◇ 視点2 多様な主体による地域包括ケアシステムの深化・推進
- ◇ 視点3 認知症総合支援の推進

の3つを設定いたします。

P32の「3. 第9期計画のめざすべき将来像」をご覧ください。

こちらにつきましても、第8期計画を踏襲しておりますことから、記載内容は第8期計画の内容の通りとなっております。

目指すものとしましては、「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」をめざすべき将来像とし、健康長寿や生涯現役、支え合う地域共生社会の実現に向け、高齢者みんなが笑って活躍できるような安全・安心な地域社会づくりを引き続きめざしていくこととしております。

P33の「4. 第9期計画の基本目標」をご覧ください。

この項目につきましても、第8期計画を踏襲するため、基本目標6までの表記内容は第8期計画と同様としております。第8期計画の6つの基本目標に、基本目標7の「安定的な介護保険事業の実施」が加わる構成で、7つの基本目標の設定としております。

基本目標1の「介護予防と日常的支援の推進」は、高齢者が介護を受ける

ようになっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができ、介護予防のみならず、介護状態の重度化防止に向けた取組を図っていくことを記載しております。

基本目標 2 の「認知症施策と支え合いの推進」は、今後、認知症高齢者の増加が予想されることから、市民や地域が認知症に対する理解を深められるように一層の普及・啓発が必要であることなどについて記載しております。

P 34の基本目標 3 の「高齢者の尊厳の確保」は、介護が必要でも、認知症の症状があっても、高齢者の尊厳を守り、虐待等の防止や早期発見・早期対応を図るための体制づくりや取組の強化の必要性を記載しております。

基本目標 4 の「生きがいつくりと社会参加の促進」は、高齢者が笑顔でいきいきと暮らしていくために、生きる実感や喜びなどの動機付けが重要であり、様々な社会資源、地域社会における組織・団体等との連携により、スポーツや文化活動などを通じた生きがいつくりや社会参加による活動を支援していくことを記載しております。

基本目標 5 の「住みやすい環境づくり」は、高齢であってもなくても、誰もが住みやすい環境づくりに向け、人にやさしい福祉のまちづくりを推進していくことや心身のバリアフリー化をめざして、ハード面・ソフト面での障壁を除去していく方向性を記載しております。

P 35の基本目標 6 の「総合的な推進体制の充実」は、8050問題やダブルケア問題など、高齢者を取り巻く問題が複雑化・多様化している状況に対し、複合的な生活課題に対応していく必要性を掲げており、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を進めていくことなどを記載しております。

基本目標 7 の「安定的な介護保険事業の実施」は、適切な介護認定や必要とされる過不足のないサービス提供の促進の必要性など、持続可能な介護保険制度の構築の方向性を記載しております。

P 36はただいま、説明いたしました基本目標を一覧にした体系を示しております。

P 37の第 4 章では、「基本施策ごとの第 8 期計画期間における現状と課題」「施策ごと実施方針」「第 9 期計画期間における施策ごとの目標値」を記載する予定としており、庁内の関係各課から各施策に関する方針等の照会に基づき、その内容の取りまとめを行っており、作業が終わり次第、今後、記載してまいります。

また、P 38以降の第 5 章につきましては、第 9 期計画における介護保険サービスおよび、総合事業をはじめとする地域支援事業のサービス見込み量を、第 6 章につきましては、計画の推進体制をそれぞれ、記載する予定と

	<p>しております。</p> <p>議題（１）の説明は以上でございます。</p>
岡田会長	<p>それではただいまの説明につきまして何かご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
馬淵委員	<p>P18 のサービスの見込み量について、介護給付に関する説明はあるのですが、総合事業についての数量見込み等が出されていない理由については何かありますか。前回にくすのき広域連合の計画書にはP20 に記載があるのですが。記載しない理由等がありましたらご教授いただければと思います。</p>
事務局	<p>特に理由はございません。記載漏れです。次回のお示しする素案にて合わせてご説明させていただきたいと思えます。</p>
馬淵委員	<p>もう1点。P35 新しい基本目標7「安定的な介護保険事業の実施」が今回のくすのき広域連合の解散に伴う門真市独自の計画になってくると思うのですが、「利用者の日常生活、介護上の課題を的確に把握し、自立支援に資するサービスの提供を促します」という記載について、この自立とはどういう状態像を指して「自立」とお考えでしょうか。自立についてのいろいろな考え方があるかと思えますので、どういった状態を自立と定義してその支援を促すのか、ここで記載している自立の概念について教えてください。</p>
事務局	<p>今後の施策の展開の部分で触れさせていただくとおもいますが、恐らく介護保険対象の方に合った自立の状態、理想の状態に持っていけるようにとといった考え方になっているかと思えます。</p>
馬淵委員	<p>この部分については重要なところと思っています。新しく介護保険事業計画を作っていくにあたり、委員の中でも自立の概念を改めて再定義する必要があると感じています。介護保険制度自体が自立を目指した制度、ということは目的条項にも書かれており、介護保険事業計画はその理念に基づいた計画となっておりますが、この自立の概念は一度合わせておかないと今後、介護福祉分野におけるマスター計画となって、他の施策が推進されるとき自立のニュアンスが違っていると、政策を実施するときに大きく内容が変化してくると思えます。</p> <p>私が思う福祉的な意味合いの教科書的な表現における自立という言葉は、</p>

	<p>全て自分ができるという事ではなく、自身が望む暮らしをサービス等利用しながらでも実現できること、という意味だと思っています。このように概念の共有をせずに議論を進めてしまうと自立という言葉が独り歩きしてしまうのは怖いな、という懸念でした。</p>
岡田会長	<p>この指摘事項につきましては改めて事務局の方で精査して頂きたいと思います。また、この意見は意思決定支援とも非常に関係しますので、丁寧な議論が必要かと思えます。事務局は是非検討を宜しくお願い致します。ほかにいかがでしょうか。</p>
市原委員	<p>今回の計画から高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体化させて3年の計画を作るという今までなかったことだと思うのですが、その中でP2の「計画の期間」の部分で、「介護事業計画は」という記載があります。さらに、P3の4番、「他計画との関係」での「市町村が策定する介護保険事業計画は」ということ記載をしておりますが、高齢者保健福祉計画については何の言及もないので違和感があります。同じくP3続きですが、「社会福祉法における市町村地域福祉計画と、都道府県が策定する介護保険事業支援計画は同じく都道府県地域福祉計画と調和が保たれたものでなければならない」とありますが、ここで言う「都道府県地域福祉計画」というのは正しくは「都道府県地域福祉支援計画」のことではないかと思うですけれどもいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘ありがとうございます。計画の正確な名称については確認し改めて修正させていただきます。</p>
岡田会長	<p>大切なお指摘なので私からもお願いですが、これまで介護保険事業計画は3市でくすのき広域連合として策定していたのですが、これまで門真市は独自に高齢者保健福祉計画については策定しておられたと思います。2つの計画の整合性も見据えた上で、今回一体的見直しを行ったという記述が必要になっていきます。市原委員のご指摘は非常に重要なところですので。介護保険制度における自立の考え方が、どのように高齢者保健福祉計画と関係しているのかという記述が必要ではないかと思えます。もう一点は、都道府県の地域福祉支援計画の文言が違う可能性もありますので正確な記述をお願い致します。</p> <p>他いかがでしょうか</p>
市原委員	<p>P31「第9期計画における基本視点」1行目にある「国が示した基本指針</p>

事務局	及び大阪府が示した策定指針を勘案する」となっておりますが、これらの内容は門真市の計画書上で説明はあるのかどうか教えてください。
馬淵委員	国の基本指針に関しては、P 6 から 7 にかけて記載しています。「大阪府が示した策定指針」については現在記載がございませんので、今後公表されましたら記載させていただきます。
事務局	P 30 図中の 2 番の課題について、「医療費・介護費用の負担増」というのは確かにそうなのですが、この表現方法は行政的な書き方かなと思います。また、抑制に向けた仕組みづくりというのは、抑制が目的ではなく、健康に暮らすことによって抑制されるという表現の方が適切ではないのかと思います。抑制を対策として持つてくるのは違和感があって、検診等を対策として持つてこないといけないのではないのでしょうか。
事務局	P 30 「(2) 2025 年問題レポート」の内容については、2019 年 3 月に作成しており、この時点において 2025 年見据えた問題として門真市で検討して確定している内容ですので、この内容は変えることはできません。この部分についてはあくまで「2025 年問題レポート」の紹介というような位置づけとさせていただければと思います。
馬淵委員	こういった表現が、時々行政に見受けられる時がありますので、要件と効果を間違えないように進めなければならないかなと思います。
外山副会長	馬淵委員がおっしゃる通りではございますが、私の関わる医療の領域でも、国は医療費適正化計画というものを進めておりまして、行政的にはそういったものを目的として行う計画があるという実態にはなっています。
馬淵委員	P 35 「基本目標 6 総合的な推進体制の充実」について、8050 問題やダブルケア問題等についての記載があり、前回の計画では地域包括ケアシステムのイメージを載せています。今回も踏襲をしながら変更をかけるとは思いますが、ヤングケアラーなどは最近大きく取りざたされていますので、門真版地域包括ケアシステムのイメージに、ヤングケアラーに対する施策や、連携先として学校や教育委員会とかそのほかとなっておりまして、そういったところへの周知を含めていくとより今日的で具体的な計画になると思います。
事務局	今回、確かに国の基本指針のなかでヤングケアラーについて初めて記載さ

	<p>れましたので、基本目標6の中でそういった視点を盛り込み具体的に記載させていただきます。</p> <p>もしくはP37「第4章 施策の展開」にて今後方向性について現状と課題と合わせて記載するような対応とさせていただきます。</p>
馬淵委員	<p>計画書のどの部分に記載されるのか、というイメージはしていますので、よろしくをお願いします。</p>
岡田会長	<p>文章を見る限り、基本目標6に8050問題あるいはヤングケアラー問題などと保健福祉問題と続きますので、ここに盛り込むことでより複合的な取り組みをしているという内容になると思います。ぜひご検討ください。</p>
外山副会長	<p>医療の立場から1点、認知症施策ですが、6月に認知症基本法が成立しています。これまでの認知症施策推進大綱の考え方とは少し変わっており、端的には、より対等の関係性での共生社会の実現、もう一つは当事者参画の義務付けとなります。これらの内容については計画書の記載がまだ更新されていないと思いますので、具体的な施策を記載する際には基本法の考え方も含んでいただくようお願いいたします。</p>
岡田会長	<p>重要なお指摘で、国の施策が示されたあと、それを受けて大阪府も何らかの計画を立てていくことになると思います。そして、そのあと市町村が認知症施策推進計画を立てるという流れになると思います。明確に記載できるか微妙な段階とおもいますが、ぜひ気に留めて頂き、反映させていただけるとよいと思います。ほかに良いでしょうか。</p>
市原委員	<p>P3「他計画との関係」で図示されている高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との左側に「大阪府の関連計画」というように単に括ってしまうのではなくて、より具体的に、大阪府が立てている支援計画というのは市町村の計画を支援する立場にあるという、そのような関係性も図示する方がいいのではないかと思います。</p>
岡田会長	<p>はい、ありがとうございます。大阪府の関連計画に関する記載方法については事務局の方で検討していただければと思います。</p>
馬淵委員	<p>アンケート調査結果をまとめて頂いているとおり、外出同行などに対して非常に不安であるという結果が出ていますので、基本目標もしくは今後作られる施策の部分で、いかに外出を支援していくか、もしくはフレイル予</p>

<p>岡田会長</p>	<p>防と絡めていかに自分で外出していけるようにするか、検討していく必要があると思います。</p> <p>たしか前回も議論になっていたと思いますので、今までの高齢者保健福祉計画では介護保険計画と一致していなかったのが、齟齬があったのかもしれないですが、せっきやく一体的に計画を立てることになったのであれば、外出支援について医療的な面からも福祉的な面からも総合的にフォローが入るようになればいいのではないかと思います。</p> <p>やはり、介護保険事業計画であれば介護保険事業のことだけになります。高齢者保健福祉計画を含んでいるということであれば、より幅の広い内容が問われてくるかなと思っておりまして、ご指摘の内容を踏まえたうえで、あるいはアンケートのことも踏まえたうえで、ぜひ丁寧な記述をお願いしたいと思います。そういった意味で、このP25の認知症の相談窓口の周知状況についても少ない状態ですので、このあたりもどのように周知するのも重要だと思います。</p> <p>ほかにありますでしょうか。特にないようなので、議題1につきましては今の案件につきまして事務局の方で精査した内容を反映し、次回報告していただきたいと思います。</p> <p>続きまして、次第2のその他について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の審議会の開催日程についてお知らせいたします。</p> <p>今回は令和5年12月27日（水曜日）の14時となります。第4回につきましては、本日の計画骨子（案）に第4章「施策の展開」と第5章「介護保険事業計画における介護保険サービス量等の見込み」等の内容を追記した、計画素案について、皆様にご議論いただく予定です。会場は本日と同じ別館3階 第3会議室となります。皆様ご多用かと存じますが、スケジュールのご調整等、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>次第2 その他についての説明は以上です。</p>
<p>岡田会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
<p>増田委員</p>	<p>12月27日はすでに予定がありまして、出席できませんので、今、この場で意見を申し上げます。P34「基本目標4 生きがいつくりと社会参加の促進」について、計画書の中で唯一ボランティアという文言が出てきている部分なので、少し発言させて頂ければと思います。私の認識が間違っていたら申し訳ないのですが、「就労も含めた地域活動やボランティア活動</p>

	<p>を支援します」というのが、なんとなくボランティア活動をしている者からすると、一括りにされている印象を受けますので、ボランティア活動について独立して書いていただけると、ボランティアをする者からすると励みになりますので、ご検討をお願いします。</p>
岡田会長	<p>ありがとうございました。もう少し丁寧な記述をお願いしたいというご要望でした。ぜひ対応していただけるとありがたいと思います。</p>
名倉委員	<p>私も、今回は出席できませんので、一言申し上げます。取り組みについて、もっと門真市独自の内容で考えたほうがいいのではないかと考えています。就労とボランティアに関して介護予防の取り組みを推進されるとありましたが、例えば就労に関して言うとインセンティブ交付金などを使って、取り組みを推進する等、そういった仕組みを総合事業と連動させて作ってはどうかと感じていたところです。</p>
岡田会長	<p>今のご意見も次回のご報告のときには反映させていただくということでぜひお願いしたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。</p> <p>ではないようでしたら、これでこの件については終わらせていただければと思います。</p> <p>本日の第3回門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会は、これもちまして終了させていただきます。</p> <p>本日は、ご多忙にもかかわらず、ありがとうございました。</p>